

(第6号別紙)

令和6年度 第2回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和6年12月25日(水) 午後3時00分から午後4時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 森畑 浩幸 市川市立南新浜小学校 校長
(10名) 川野辺 修 市川市立第八中学校 校長
芳賀 竜二 市川市立須和田の丘支援学校 校長
宮田 龍一 千葉県市川警察署生活安全課 課長
(代理出席: 浜野 雅輝)
林 輝夫 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
(代理出席: 荒谷 健士)
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長
須賀 裕子 市川市こども家庭相談課 課長
(代理出席: 市川市こども家庭相談課 主幹 小松崎 貴江)
酒井 雅彦 市川市少年センター 所長
関原 一久 市川市教育委員会指導課 課長
小林 義行 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 高洲 学 指導課 主幹
大熊 和男 義務教育課学校安全安心対策担当室 室長
志村 一樹 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹
高井 俊孝 義務教育課学校安全安心対策担当室 主査

5 議 題 (1) 各機関・団体より(いじめの相談その他取組等について)
(2) 本市におけるいじめの発生状況及び対応について

6 そ の 他

【担当室 大熊室長】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は事務局の学校安全安心対策担当室の大熊と申します。よろしく願いいたします。

資料の確認をいたします。

- ・資料確認（別紙参照） ※非公開資料は後ほど

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの酒井所長にお願いしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を酒井所長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

【少年センター 酒井委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の酒井と申します。本日の進行を務めて参ります。どうぞよろしく願いいたします。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はございますか。

【事務局】

本日の傍聴者はおりません。

【少年センター 酒井委員】

承知いたしました。

それでは、令和6年度 第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

本日の出席者ですが、今回は2回目の会議となりますので、お配りしました委員名簿での紹介に代えさせていただきます。なお、本日、千葉地方法務局市川支局・総務課長の藤森委員、市川市PTA連絡協議会会長の富田委員、市川市教育委員会学校地域連携推進課長の榎本委員は所用のため欠席されるとの連絡が入っております。

【少年センター 酒井委員】

それでは本日の議題に入ります。

はじめに、現在のいじめに関する取組や相談状況について、各機関・団体より報告をお願いします。報告順は名簿の順とさせていただきます、お一人3分を目安にお願いできればと思います。なお、ご質問等につきましては、全ての方の報告が終わった後をお願いしたいと思います。

それでは、南新浜小学校校長、森畑委員よりお願いします。

【南新浜小学校 森畑委員】

南新浜小学校の森畑です。よろしくお願いいたします。それでは本校の取組についてご説明いたします。特に資料はございませんが、9月以降の状況、取組などをご説明いたします。

前回の会議で報告しましたが、本校では年に3回学校生活アンケートを実施して、その回答において気になる児童には面談を実施し、いじめについて認知した場合は、校内いじめ対策委員会を開いて、その対応と経過について確認・協議を行っています。

6月のアンケートでは、98件の気になる児童を認知し、95件は解消していることを確認して、3件について継続的に見守ってきました。

そして、11月のアンケートでは、その3件は解消したと見ることができました。

一方、新たに91件の気になる児童を認知し、その後の面談では90件が解消していることを確認してきました。残りの1件については、次回3回目、2月のアンケート調査まで継続的に見守っていきます。

さて、11月28日に5年生を対象に「学校支援実践講座交流会」を実施いたしました。スマートフォンや宿泊旅行の班を事例にしながら話し合っ、人との関わりについて考えました。グループに一人ずつ地域の方々が入って話を聞いてくださり、有意義な話し合いが行われ、良い学びの機会となりました。ご協力感謝しています。

また、12月19日、20日を教育相談日として設定し、ご家庭の希望を受けて、担任はもちろん、担任以外を対象に教育相談の機会を設けました。

今後も相談しやすい雰囲気醸成して、いじめが起きないように努めるとともに、早期発見、早期解決に努めたいと思います。今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

【第八中学校 川野辺委員】

第八中学校、川野辺です。よろしくお願いいたします。

前回お話ししたように、全校道徳として毎年「いじめ劇」というものをしていて、今年は11月22日に行いました。生徒代表が台本を作成し、キャストも生徒たちが演じました。当日は指導課の平田先生にお越しいただきました。その後、教室に戻って事後検討を行いました。私も今年着任したので初めて見ましたが、普段の道徳の素材に比べ、生徒たちは深く考えていたと思います。課題としては、ライブでやるものなので、キャストの生徒が休んでしまうと予定が崩れてしまい、果たして同じような活動が持続可能なのかという点です。そこで、例えばライブではなく映像資料として残し、継続的に使えるようにしたり、全校一斉ではなく、時間差で行ったりすると、職員も新たな取組ができると考えます。ただ、いじめの予防という点においては、十分に効果があったと思っています。

前回の報告の中で、SNSのトラブルがあるとお伝えしましたが、2学期になって事案が減ったように感じます。おそらく入学後に新規でスマートフォンを持った1年生は、やはり使い方がわからないというところが課題と思われるので、これは早急に手が打てるようにしたいと思っています。

加えて、本校もアンケートを学期ごとに1回ずつ実施して、生徒全員を対象に担任が教育相談を行っています。全ての学年で三者面談を1学期に1回、2学期に1回行って、いじめの相談を受けた場合、早急に対応しています。悪質ないじめについてはあまり耳にしません、私を感じるころは、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルが低く、

そういうつもりでなくても思わぬ形で伝わってしまうケースが多いことです。受け取り側が誤解をしてしまうことが多いと思います。生徒たちのソーシャルスキルや別の力を日頃から培っていくことが未然防止の一つの手段かと実感しています。

【須和田の丘支援学校 芳賀委員】

第1回でもお話しさせていただきましたが、本校では、自分がされて嫌なことを言葉にできない児童生徒が多くいます。アンケートでは、「嫌なことを言われた」というものが多くを占めます。他にも友達との関わりからけがをしてしまうというケースもありました。児童生徒の気持ちや様子を読み取りながら、学校が安全安心に過ごせる場となるように教職員一同が共通理解を図り、いじめや他者との関わりから起こる事故の防止に取り組んでいます。学級、学部の会議、及び職員会議等で情報共有を行い、また月1回開かれる生徒指導部会や特別支援教育コーディネーターを中心とする校内支援会議等で対応策を検討しています。

学習においては、道徳の授業を中心に「人に対する感謝の気持ち」「友達に優しくする思いやりの気持ち」「友達と協力すること」「仲間の良いところを知り、大切にすること」「命の大切さ」等、人との関わりについて学ぶ機会を設けています。「他者を知ること」「他者への関わり方」等の学習を丁寧に行うことでいじめ防止につながるようにしていきます。

また、家庭と連携をとり、家庭や学校の様子を互いに共有していくこともいじめ防止には大切なことだと考えています。

【市川警察署 宮田委員（代理：浜野）】

本日、生活安全課長は所要のため、私、浜野が代理で出席をさせていただきます。

市川警察署の管内では、重大ないじめに発展するような内容に関する相談は寄せられていません。

一方で、小中学校の生徒指導主任の先生方が集まって開かれた会議では、「SNSでのトラブルが多くなっていると感じる」という意見が多数ありました。内容としては、「勝手に動画をアップされてしまった」「メッセージの文面からトラブルになった」「LINEのグループに入れてもらえなかった」等の案件が増えてきているという報告を受けています。警察に報告をしたり、相談をしたりするような内容の案件ではないと判断され、私たちの耳には届いていないこともあると思います。学校の中で解決していることが多いと考えますが、先ほど第八中学校の川野辺委員からもあったとおり、「SNSの使い方」「トラブルを未然に防止するためのネットリテラシー」等の教育が重要であると私たちも考えています。

そこで、警察としては学校と協力し、「ネット安全教室」を開催していますので、ご要望があれば個別にご連絡をいただき、日程調整をした上で開催することができます。ぜひご相談いただければと思います。

【行徳警察署 林委員（代理：荒谷）】

行徳警察署の荒谷と申します。本日は生活安全課長の林が所要のため、私が代理で出席及びご報告をさせていただきます。

行徳警察署において、前回の会議以降のいじめに関する相談について、2件の取扱いが

ありました。いずれの相談においても、刑罰法令等を適用する対応ではなく、相談者の要望を確認の上で、警察として助言等をするとともに、適切に関係機関と連絡を密にして対応しているところです。今後、法令に触れるような行為等があれば、被害者の方の意見に沿って対応していきます。

【民生児童委員 岡本委員】

私たち民生委員は、関係機関と連絡を取りながら、要請があれば、見守り等の対応を行っています。

また、校長先生、生徒指導の先生には地区協議会に来ていただき、学校の状況の共有を図るとともに、見守りの要望等を聞いて対応にあたるともあります。

【こども家庭相談課 須賀委員（代理：小松崎）】

本日、課長の須賀が欠席のため、代理出席させていただいている、小松崎と申します。

こども家庭相談課では、こども家庭センターで18歳までの児童生徒、若しくはそのご家族の総合相談を受け付けています。その中で、いじめに関する問題を扱う場合があります。相談の多くは本人からではなく、保護者の方から「学校と意見が食い違っている」「保護者間のトラブルをどのように解決したらよいか」等の相談を受けています。児童生徒に関する相談については、必要に応じて教育委員会等に情報提供し、連携して対応に当たっています。いじめに関する相談があった場合、よく聞いてみると、コミュニケーションだけの問題ではなく、児童生徒の特性の問題でどの環境においてもトラブルが起こってしまうケースも多いと感じています。その場合、いじめ問題として話を聞いただけでは解決に至らないと考えますので、私たちにもぜひご相談ください。

また、私たちは児童虐待の通告等の対応もしているので、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開き、毎月30機関ほど集まり、市川市の要保護児童について協議をしています。隔月で国府台病院の児童精神科医が参加し、所属機関がお困りである児童について、相談することができます。貴重な機会なので、ぜひご活用ください。

【少年センター 酒井委員】

次に、少年センターからお話しさせていただきます。

前回の会議から本日まで少年センター又は少年センターの相談員に対し、いじめについての相談や連絡は来ておりません。しかし、昨今インターネットトラブルが学校の中で頻繁に起こっているということを耳にしています。少年センターでは、インターネットトラブル防止事業を行っていますので、必要に応じて学校から連絡をいただきたいと思います。これまで新入生保護者説明会や授業参観の一部として要請があったので、そのような機会でも教員と生徒だけでなく、保護者の方も一緒にSNS等の使い方について考えていくことが大切だと思います。

【指導課 関原委員】

日頃よりご協力いただきありがとうございます。

指導課からは前回の会議で、いじめ対応において「初期対応の重要性」「組織的な対応」等についてお話しさせていただきました。2学期以降もいじめに関わる件については、保

護者又は学校から相談が当課に寄せられている状況があります。傾向としては、小学校の事案が増えていると捉えています。保護者から「学校の対応に不満がある」「児童間では解決しているが、保護者同士が納得していない」等の相談があります。改めて、いじめ対応の学校の課題について2点をお話しします。

一つは、「いじめの未然防止について」です。小・中学校におけるいじめの対応で多い傾向にあるのは、「ひやかしやからかい」「仲間はずれや無視」等です。日々の生活における児童生徒たちの関わりの中で、教員がこれらをどのように捉えて、対応に当たっているのか疑問に思うことがあります。いじめであるかどうかを見極めたり、いじめであると捉えたりすることが重要であると思います。つまり、いじめの兆候を見逃さず、いじめの芽を摘む指導を小学校低学年からしっかりと行っていくことが、いじめの未然防止につながるのではないかと考えます。加えて、改めて教員がいじめに対してきちんと危機意識を持つことも大事です。さらには、学校は年度当初に「学校の基本方針」「いじめに関わること」等について職員会議で共通理解を図ってはいますが、年度途中や関連する事案が発生した際に、自校の「いじめ防止基本方針」を再度確認したり、「生徒指導提要」等を読み合わせしたりするなど、学校全体で共通理解を図ることが重要だと考えます。

もう一つは、「いじめ問題への早期対応について」です。学校側にも理由はあると思いますが、いじめが発生しても当該児童生徒の保護者へ周知していないケースがあります。また、連絡はしていても学校の意図することが伝わらず、結果的に問題が悪化することも実際に起こっています。学校体制として、先ほど南新浜小学校からもあった「いじめを発見するためのアンケートの取扱い」に始まり、「いじめの認知」「いじめ対策委員会の会議の持ち方」及び「保護者への周知の仕方」等について、初若年層の教員が多いこともあるので、改めて共通理解を図り、学校の組織としてしっかり対応していく必要があると考えます。

指導課としては、生徒指導主任会や学校への通知を通して、学校へ指導・助言を行っていかうと考えています。また、いじめの解消について、3か月を経て解消となりますが、1月、2月頃になると、学年を跨いで解消が図られているかを確認する必要があります。解消されていない案件については、一つ一つ丁寧に、また慎重に対応してもらえればと思っています。引き続き関係機関と連携して、いじめ問題に対応していきます。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。ただ今、各委員の方よりご報告やご説明がございましたが、それについて、何かご質問やご意見がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

【第八中学校 川野辺委員】

今、指導課長から保護者との連携についてお話があったとおり、保護者と情報共有を密に行っていないとトラブルに発展する場合があります。学校現場では、結論が出るまで連絡をしない職員が見受けられます。時間を要するばかりで学校側の対応が伝わらないので、本校の職員には「進捗状況を伝えること」「対応する前であっても方向性を伝えること」等を指導しています。そうすることで、保護者は学校の動きを把握することができます。

話は変わりますが、以前、新入生保護者会で少年センターの方から生徒へスマートフォ

ンを持たせる上でのSNS等の注意事項についてお話しいただきました。しかし、新入生保護者会では他にも伝えるべきことがたくさんあるため、会の時間が延びてしまった経験があります。そこで、可能であれば、少年センターや警察がSNS等に関して注意を促す資料を作成し、それを保護者会の資料に入れ、家庭でじっくり読んでもらうことが望ましいと考えます。この時期にポイントを伝えられると、保護者もスマートフォンを持たせる準備ができると思います。

(ここからは非公開)

【担当室 大熊室長】

7月に行われました第1回会議でも概要を説明しましたように、本市には3つのいじめ対策組織がございます。そのうち2つは教育委員会が所管する組織で、1つが本で行われている「いじめ問題対策連絡協議会」です。

もう1つは、これからご説明する「いじめ防止対策委員会」です。この組織は教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行うものです。委員は市内の学校職員以外である5名の有識者により構成されています。委員長は、弁護士の酒井秀大委員、副委員長は、人権擁護委員の阿部亜紀子委員、委員として、明治大学文学部教授の諸富祥彦委員、聖徳大学心理・福祉学部長の山口豊一委員、淑徳大学総合福祉学部教授の渡邊哲夫委員、以上5名の先生方です。今年度も日程の関係で、この後1月21日に開催されることとなっております。主な内容は、本協議会でも取り上げられました本市のいじめ問題の状況と、重大事態への対応について、各委員よりご助言をいただく予定です。

いじめ防止対策委員会につきましては以上です。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。本日予定された内容は終了いたしました。その他で何かございますか。無いようでしたら、事務局から連絡をお願いいたします。

【担当室 大熊室長】

本日はありがとうございました。本協議会は年間2回の実施ですので、定例会としては本日で終了となります。今年度末までまだ数か月残っておりますが、この場をお借りしてお礼申し上げます。本日の会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。

【少年センター 酒井委員】

以上で第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和6年12月25日
市川市いじめ問題対策連絡協議会